相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区岩本町二丁目九番地、最後の住所神奈川県川崎市幸区塚越二丁目二四五番地　被相続人　亡　神保　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

川崎市川崎区榎町一番八号ニッコービル三階　相続財産管理人　弁護士　矢澤　夏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄一一四番地、最後の住所新潟市北区太田五七一番地一八　被相続人　亡　田村　芳昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地パンビル八〇一号室　弁護士法人パンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市峰山町荒山二二二九番地、最後の住所神戸市西区大津和一丁目二番地の四　被相続人　亡　多賀野久一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

神戸市中央区京町七四番地　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県飯石郡吉田村大字吉田村一一九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　玉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

事務所島根県松江市母衣町一九六番地　津田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津田　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市大和町上徳良二九九五番地、最後の住所広島県三原市宮沖五丁目一三番二五―三〇三号　被相続人　亡　藤井　紀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

広島県三原市本郷町南方四九七二番地、事務所広島県三原市港町三丁目二〇番一号

相続財産管理人　熊谷　祐司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市松永町二丁目二三二番地、最後の住所広島県福山市松永町二丁目五番一七号　被相続人　亡　粟村　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

事務所広島県福山市西町一丁目一〇番六号フジイビル三階

相続財産管理人　髙村　昌吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市上吉田町一丁目六一六番地、最後の住所香川県仲多度郡多度津町西港町一一七番地三　被相続人　亡　渡邊　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

香川県丸亀市垂水町五七三番地三

相続財産管理人　田村　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市常盤南町五番、最後の住所大分県佐伯市常盤南町五番五号　被相続人　亡　横山　豊樹

平成二十四年八月十五日

事務所広島県三原市港町三丁目二〇番一号

相続財産管理人　熊谷　祐司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市松永町二丁目二三二番地、最後の住所広島県福山市松永町二丁目五番一七号　被相続人　亡　粟村　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

事務所広島県福山市西町一丁目一〇番六号フジイビル三階

相続財産管理人　髙村　昌吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市上吉田町一丁目六一六番地、最後の住所香川県仲多度郡多度津町西港町一一七番地三　被相続人　亡　渡邊　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

香川県丸亀市垂水町五七三番地三

相続財産管理人　田村　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市常盤南町五番、最後の住所大分県佐伯市常盤南町五番五号　被相続人　亡　横山　豊樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十五日

大分県佐伯市駅前二丁目一番九号第二メグビル二階

相続財産管理人　弁護士　渡辺　耕太

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年八月十五日

一　墳墓等の名称　寂円寺境内墓地　①細山家、②中村家、③越川家、④矢作家

一　死亡者の本籍及び氏名　①本籍不詳　細山禎一、②本籍不詳　中村和江、③本籍不詳　越川千代、④本籍不詳　矢作美枝

一　改葬を行おうとする者　東京都文京区白山四丁目三七番三〇号　宗教法人寂円寺　住職　吉岡　茂光

債権申出の催告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十四年七月一日当社が合併したことにより規約の承認の効力が失われたため、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十四年八月十五日

岡山県備前市浦伊部一一七五番地

九州耐火煉瓦株式会社

確定給付企業年金清算人　髙木　聡

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年８月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①南西商事株式会社　②東京都知事(2)22906　③代表取締役　坂西洋二　④東京都新宿区西新宿七丁目１番７号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿七丁目１番７号　南西商事株式会社代表取締役　坂西洋二

①株式会社エスエヌティビル　②神奈川県知事(1)26564　③代表取締役　橋本諭　④川崎市川崎区貝塚１丁目13番１号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦川崎市川崎区貝塚１丁目13番１号　株式会社エスエヌティビル　代表取締役　橋本諭

①ガーデンテラス　②石川県知事(1)3960号　③津田義人　④石川県金沢市粟ヶ崎町３―249―１　⑤1000万円　⑥石川県知事　⑦石川県金沢市粟ヶ崎町３―249―１　ガーデンテラス　津田義人

①株式会社ミニミニ　②国土交通大臣(3)5631　③代表取締役　大原輝之　④廃止した従たる事務所　パルコ前店　愛知県名古屋市中区栄3―31―18　ウエダ栄タワー３Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目５番３号　株式会社ミニミニ　代表取締役　大原輝之